

## 職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性について

「職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進」において、第三者評価に関しては、以下の（Ⅰ）及び（Ⅱ）を踏まえて実施する。

その際、各コンソーシアムの枠組を生かしながら、産業界等が参画する評価体制の下で、それぞれの取組状況を適宜確認・評価することで、より効果的・効率的な取組とすることが求められる。

### （Ⅰ）自己目標の設定

- 認定課程ごとに、学生の学修成果を中心とした目的・目標を社会との接続の観点を含めて具体的に設定する。目的・目標は、職業実践的な教育に適したものとする。 …①
- 目標として設定する指標は、ある程度分野共通的なものとなることを意識した上で、個別の分野に即した具体的な指標を設定する。 …②  
 （指標の項目例：資格取得、就職状況、離職率、企業等からの評価 等）
- 設定された目標の水準は、各分野の中で比較できるような枠組み（資格制度、職業能力評価基準等）と関連付けることが期待される。  
 （さらには、分野間等で相互に比較できるような資格枠組みの将来的な構築も視野に。）

### （Ⅱ）第三者評価の実施

職業実践専門課程としての要件を満たしつつ、学校が設定した目的・目標を達成できているか（目的・目標の適切性に関する評価も含む）について、社会との接続の観点を含めて評価を行う。

#### 【評価の手法】

評価委員の構成は5名程度（有識者／専門学校関係者／業界関係者等）とする。

#### 【評価の観点】

##### （1）設置基準等

専修学校設置基準等に適合していることを認定。

- ・ 教員資格、教員数
- ・ 授業時数
- ・ 校地校舎の面積、設備 等

##### （2）職業実践専門課程認定要件

職業実践専門課程の各認定要件に適合していることを認定。

- ・ 教育課程編成委員会等の委員構成、開催回数、教育課程の編成内容
- ・ 企業等と連携した実習・演習等の実施
- ・ 企業等と連携した組織的な教員研修の実施
- ・ 企業等と連携した学校関係者評価の実施・公表
- ・ ホームページにおける情報提供

##### （3）学修成果等

認定課程が目的・目標に設定している学修成果等が達成できているかどうかを評価。

- ・ 職業実践専門課程認定要件に係る教育内容等  
 職業実践専門課程の各認定要件に係る学校の教育内容等（教員組織、教育課程、施設及び設備等）が、目的・目標達成のために適切に機能しているか。
- ・ 上記以外の教育内容等  
 教育課程や教育施設・設備等が目的・目標達成のために適切なものか。 等 …③

##### （4）内部質保証

機関内部の質保証の取組や手続きを整備し、それが機能しているかを評価。 …④

- ※ 目的・目標の設定とそれらの達成状況等についての評価は、認定課程とともに、学校全体を見据えたものについても行うよう努めるものとする。
- ※ 機関別評価及び分野別評価の組み合わせも含めた第三者による質保証の将来的な進め方については、本事業による第三者評価の実施状況等を踏まえて検討するものとする。